平成２２年（フ）第６２５号
静岡市葵区瀬名７丁目19番12号、旧住所静岡市葵区城北２丁目10番28号
債務者　杉本　君子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５６３号
静岡県浜松市西区西鴨江町33番地の２　メゾンエクセレント３号、前住所静岡県浜松市浜北区宮口261番地の11
債務者　鈴木美智子（旧姓西尾）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５１８号
愛知県刈谷市一ツ木町４丁目11番地２　一ツ木メゾン酒井405号
債務者　四方新一郎
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月29日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１６８７６号
東京都江東区木場６丁目４－４―603
債務者　小林　幸一
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９５７号
東京都足立区西新井本町４丁目24―14―201
債務者　小野　正明
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９５８号
埼玉県さいたま市北区宮原町３丁目136―１―103
債務者　岩切　珠樹
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９６１号
東京都杉並区高井戸東１丁目13―１―202
債務者　石水　　健
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６９８６号
東京都板橋区高島平３丁目10―１―830
債務者　佐伯　忠良
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２８４号
広島県府中市三郎丸町979番地１
債務者　海尾　昌弘
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２０６号
沖縄県中頭郡読谷村字瀬名波86番地
債務者　當山　由美
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４９７号
青森市大字三内字沢部446番地　市営住宅三内団地５－１
債務者　其田　朋枝
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月13日午前11時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６８号
東京都八王子市万町115番地３玉木屋ビル205号
債務者　福井　一哲
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３１４号
東京都福生市南田園１丁目４番地５
債務者　廣田　弘子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３４５号
東京都昭島市美堀町１丁目22番７号ゆたか荘103号
債務者　田中　　進
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３３号
島根県江津市敬川町1125番地
債務者　千代延雅子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年12月27日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部